

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の変更の届出がなされたので、同法第6条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和7年3月27日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
東急宮前平ショッピングパーク
川崎市宮前区宮崎六丁目9番5号
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
東急株式会社
取締役社長 堀江 正博
東京都渋谷区南平台町5番6号
- 3 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)
- | 氏名又は名称 | 代表者 | 住所 |
|--------|-------------|----------------|
| 東急株式会社 | 代表取締役 高橋 和夫 | 東京都渋谷区南平台町5番6号 |
- (変更後)
- | 氏名又は名称 | 代表者 | 住所 |
|--------|-------------|----------------|
| 東急株式会社 | 取締役社長 堀江 正博 | 東京都渋谷区南平台町5番6号 |
- 4 変更の年月日
令和5年6月29日
- 5 変更する理由
設置者の代表者変更のため
- 6 届出の年月日
令和7年3月21日
- 7 届出及び添付書類の縦覧場所
経済労働局観光・地域活力推進部商業・サービス業振興担当（本庁舎9階）

8 届出及び添付書類の縦覧期間及び時間帯

令和7年3月27日から令和7年7月27日の午前8時30分から午後5時まで。
ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。

9 法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、当該公告の日から4月以内に、川崎市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

10 意見書の提出期限及び提出先

令和7年7月27日

経済労働局観光・地域活力推進部商業・サービス業振興担当